

ガスシステム改革の検討状況について

資料2

ガス事業の分類

- ガスを供給する事業には、ガス事業法の対象となる「一般ガス事業」及び「簡易ガス事業」と、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の対象となる「LPガス販売事業」がある。
- 一般ガス事業及び簡易ガス事業は事業許可制であり、地域独占が認められる一方、料金規制等が課せられる。他方、LPガス販売事業は登録制であり、料金規制等はない。

根拠法令	ガス事業法		液石法
	一般ガス事業	簡易ガス事業	LPガス販売事業
事業者数	207	1,424	20,600
販売比率(注)	65%	0.7%	34.3%
需要家数	約2,900万件 (52%)	約140万件 (3%)	約2,400万件 (45%)

(注)一般ガス事業、簡易ガス事業の事業者数は、2014年7月時点、その他は2013年3月時点。販売比率は、販売量を熱量ベースで換算して算出。

(出典)一般ガス事業は日本ガス協会「ガス事業便覧」平成24年版、簡易ガス事業は資源エネルギー庁「簡易ガス事業の概況」、

LPガス販売事業は資源エネルギー庁調べ

ガスシステム改革の検討

- 電カシステム改革と相まって、ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、平成25年11月12日から総合資源エネルギー調査会 ガスシステム改革小委員会を開始。
- 小売の全面自由化、LNG基地の在り方も含めた天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進や簡易ガス事業制度の在り方などの改革について検討。(エネルギー基本計画から抜粋)
- 本年2月までに、22の都市ガス事業者からヒアリング。各社は、小売り全面自由化に前向きに取り組む姿勢を表明。また、3月には簡易ガス事業者団体からヒアリング。これらを踏まえ、4月以降、全面自由化を仮の結論と置き、具体的な制度設計の論点につき議論。

	調達・供給設備の状況	事業者	販売比率 (注)
①	多数のLNG基地と大規模導管網	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス	70%
②	LNG基地1、2カ所 一定規模の導管網	北海道ガス、仙台市ガス、静岡ガス、 広島ガス、西部ガス、日本ガス(鹿児島)	9%
③	導管による卸で調達	117事業者(うち公営20)	19%
④	タンクローリー・鉄道貨車 による調達	81事業者(うち公営5)	2%
⑤	簡易ガス	1,424事業者	—

(注)データは2014年7月時点。販売比率は、都市ガスのみで算出。

具体的な制度設計の論点①

※日付はガスシステム改革小委員会の開催日

【1】小売事業に係る制度（4月3日）

- ①事業類型の見直し
- ②ガス小売事業に対する規制の程度
- ③小売料金規制の必要性
- ④利用者保護の観点からガス小売事業者に課すべき義務
- ⑤安定した供給確保の観点からガス小売事業者に課すべき義務
- ⑥最終保障サービスの必要性

【2】導管事業に係る制度（5月2日）

- ①都市ガス導管事業に対する規制
- ②託送供給条件に対する規制

【3】需要家保安の責任の在り方（5月29日）

具体的な制度設計の論点②

**【4】卸市場の選択肢拡大に向けた環境整備について
(7月17日)**

- ①LNG基地の第三者利用の促進
- ②卸取引の活性化・透明性向上

【5】簡易ガス事業に係る制度(6月5日)

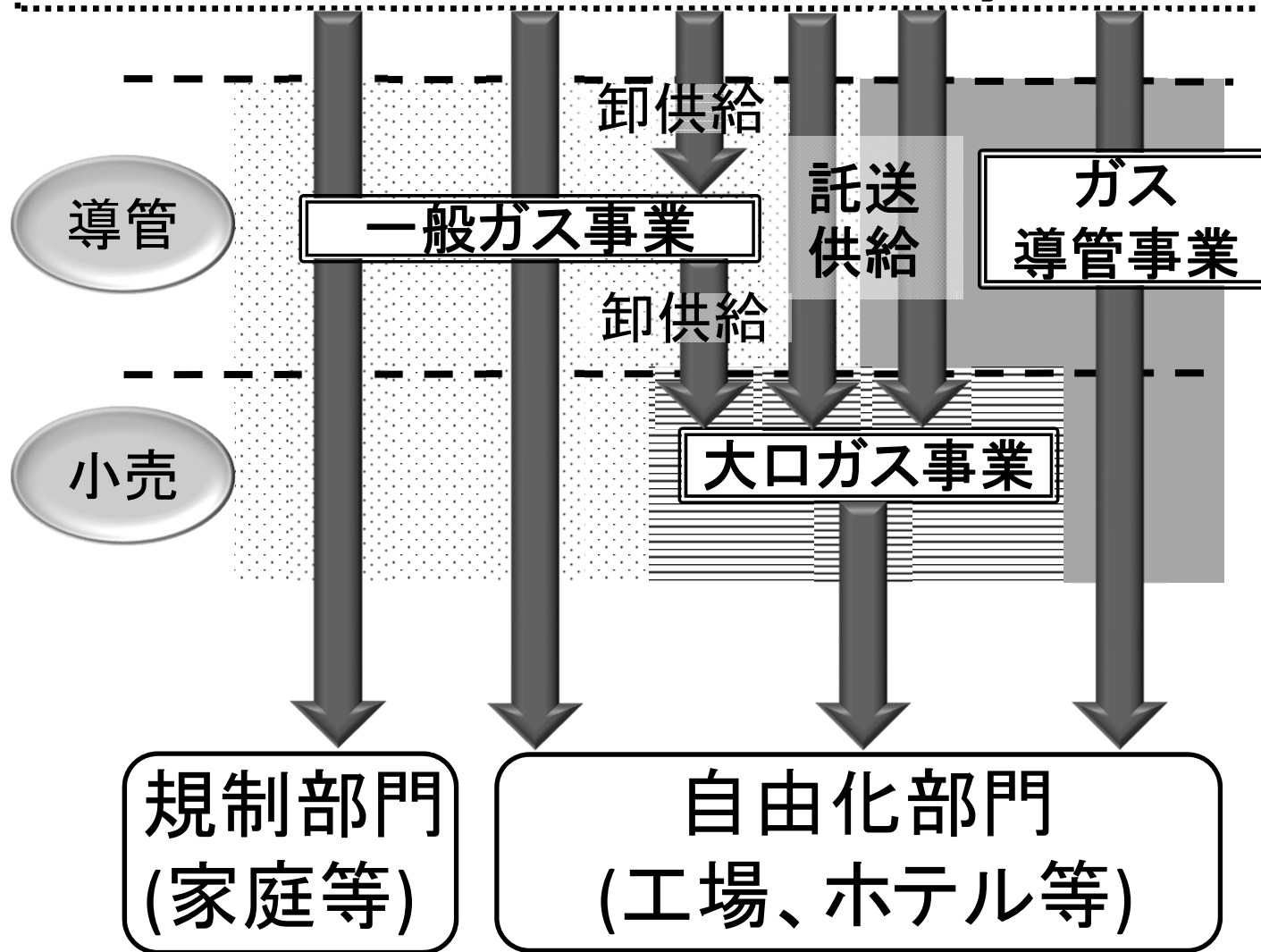
- ①現行一般ガス事業の供給区域での参入規制の必要性
- ②供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制の必要性

【6】総合エネルギー企業創出の環境整備

【7】施行までに必要な準備期間

現在のガス事業の類型

LNG基地・ガス田等



新たなガス事業類型のイメージ

LNG基地・ガス田等

